

議員発議

議員発議により、下記4件の意見書を可決しました。そのうち、2つの意見書を掲載いたします。

- * 福島第一原子力発電所事故による損害の早急な全額賠償等を求める意見書
- * 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充及び教育予算の拡充を求める意見書
- * 私学教育の充実と発展を求める意見書
- * 原油高騰への緊急対策を求める意見書

福島第一原子力発電所事故による損害の早急な全額賠償等を求める意見書

東京電力福島第一原発の事故に基づく放射能の汚染により、国民生活のあらゆる面にわたり大きな影響を及ぼすとともに、広範な人々の健康と生活は著しい危険にさらされている。農畜産業をはじめとした多くの業種に甚大な被害をもたらした。これに伴う風評被害も拡大する一方である。

また、当市は放射線量が高い「ホットスポット」のエリア内にあると見られており、特に放射能被害を受ける危険性がある妊産婦、乳幼児、子ども、そして若い世代の健康被害が将来に向けて懸念される。

さらに、風評被害は農業の柱である米にも及んでおり、収穫期を目前にして、不安を抱えながら「食の安全・安心」対策に苦慮しているところである。

本来、放射能汚染対策は東京電力と国が責任を持って行い、その経済的被害と対策経費は全面的に賠償されるべきである。

よって、東京電力と国の責任において、国民が安心して暮らせる対策と賠償を直ちに行うよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 肉用牛の出荷停止、出荷自粛により生じた損害は全額賠償すること。また出荷停止等により生じた流通・加工・販売業者の損害についても全額賠償すること。
2. 風評被害の影響により生じた肉用牛の価格下落及び、繁殖、酪農農家に与えた損害に対して早期に全額賠償すること。
3. 米、野菜、果樹等の安全性を確認する放射性物質検査をきめ細かに実施するとともに、稲ワラや籾殻の調査も実施し、消費者が安心して購入できる体制を構築すること。また、米、野菜、果樹等が出荷停止となった場合、全量買い上げ措置を講ずること。
4. 内部被ばくによる妊産婦、乳幼児、子どもにも与える健康被害を保護するため、内部被ばく量測定を行うとともに、結果によっては早急に医療措置を講ずること。
5. 除染活動を安全かつ円滑に行うため、運搬や保管を含む除染に関する法整備を早急に行うこと。また、自主的に行った除染作業経費についても全額賠償の対象とすること。
6. ごみ処理等に係る焼却灰や汚泥の放射性物質検査体制を整備するとともに、安全性を立証するために講じた各種対策については、自主的検査費用や放射能測定機等の購入を含め全額賠償の対象とすること。
7. 原発事故の収束見通しがなく、放射能が原因による被害が長期的に発生することが考えられることから、賠償額の上限を設定することなく全額責任を負うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成23年9月21日

岩手県奥州市議会

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 様 総務大臣 様 財務大臣 様
文部科学大臣 様 厚生労働大臣 様 農林水産大臣 様 経済産業大臣 様 環境大臣 様
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構・消費者及び食品安全・防災）様

原油高騰への緊急対策を求める意見書

原油の高騰が続いています。電力供給が減っている中、冬の暖房は灯油に頼らざるを得ませんが、昨年冬は1缶1700円を超える高値に家計は圧迫され、今年はそれを上回る値上げが心配されています。そればかりではなく、石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなって、中小零細企業や農林漁業にも大きな打撃を与えています。

東日本大震災により、多くの県民が苦しんでおり、地域経済も疲弊しています。このままでは、くらしや経営が成り立たず、例年とは違う救援策が必要であります。

さらに、大震災では石油製品の極端な量不足が生じましたが、安定供給と安定価格に関しては、政府が政治的責任を果たす必要があります。

また、原油高騰の原因は、「投機マネー」が主犯格だといわれています。需給に基づく妥当な原油価格は、1バーレル60ドル程度だとされていますが、原油への巨額な投機マネーの流入が、100ドル以上の高値を継続させ、世界経済にダメージを与えています。石油製品の価格安定と安定供給は、世界の国々の経済や人々の生活の安定に不可欠であり、日本政府は各国と連携して、投機マネー規制対策を講じる必要があります。

よって、国においては下記事項の対策を緊急に講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 「福祉灯油」の拡充など、東日本大震災の被災者や低所得者、零細中小企業、農林漁業者の救済となるように、緊急の支援対策を行うこと。
2. 灯油の安定的な量の確保と、適正価格に政府が責任をもつこと。在庫を削減することで出荷規制や価格の便乗値上げが行われる状況を作らせないこと。
3. 灯油高騰の要因となっている「原油への投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日

岩手県奥州市議会

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 様 財務大臣 様 厚生労働大臣 様 農林水産大臣 様 経済産業大臣 様